

3 住まいのための福祉資金を借りる

生活福祉資金の貸付

所得の少ない世帯、高齢者、障害者のいる世帯に対して、資金の貸付を行い、生活の安定を支援します。



対象となる方

低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯

貸付上限額

- 住居の移転に必要な経費：50 万円
- 住宅の増築・改修・補修・保全に必要な経費：250 万円

利子

保証人あり：無利子、保証人なし：年 1.5%

※収入の上限等、様々な対象要件があります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ

(福) 墨田区社会福祉協議会 ☎03-3614-3902

- (福) 墨田区社会福祉協議会ホームページ



東京都母子及び父子福祉資金、女性福祉資金の貸付

ひとり親家庭や女性の方が経済的に自立して、安定した生活を送るために必要とする資金をお貸しします。貸付には審査があります。事前のご相談が必要です。

対象となる方

- 都内に6か月以上居住していること。
- 20歳未満の児童を扶養するひとり親世帯または配偶者のいない女性であること。
- 連帯保証人等がいること（原則）。

※女性福祉資金には収入要件があります。その他、各福祉資金の詳しい要件はお問い合わせください。

貸付上限額

- 住宅の移転に必要な経費：26 万円
- 住宅の増築・改修・補修・保全に必要な経費：150 万円（災害、老朽等による増築および住宅建設・購入の場合 200 万円）

利子

連帯保証人等あり：無利子、連帯保証人等なし：年 1.0%

問合せ

生活福祉課 相談係 ☎03-5608-1295（庁舎3階）



- 区公式ホームページ

